

議案第9号

山都町水道事業給水条例の一部改正について

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

水道事業及び簡易水道等事業の事業統合にあたり、料金体系を統合する必要があるため、この条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提案する理由です。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例

山都町水道事業給水条例（平成 17 年山都町条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の表中「従量料金 10 m³」を「従量料金 7 m³」に改め、同表一般用の項及び営業用の項中「10 m³」を「7 m³」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(料金)</p> <p>第34条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>	<p>(料金)</p> <p>第34条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>

【別記1】

現行

	量水器口径区分	基本水量	基本料金1箇月につき	従量料金10m ³ を超える1m ³ につき
一般用	13ミリメートル	10m ³ 当たり	1,080円	151円
	20 "	"	1,198円	151円
	25 "	"	1,220円	151円
	30 "	"	1,317円	151円
	40 "	"	1,468円	151円
	50 "	"	3,585円	151円
	75 "	"	4,428円	151円
営業用	20 "	"	1,198円	10m ³ を超え200m ³ まで1m ³ につき
	25 "	"	1,220円	97.2円 200m ³ を超える1m ³ につき
一時用			1m ³ につき	302円
消火栓(演習用)		10分(約10m ³)		1,080円

改正後（案）

	量水器口径区分	基本水量	基本料金1箇月につき	従量料金7m ³ を超える1m ³ につき
一般用	13ミリメートル	7m ³ 当たり	1,080円	151円
	20 "	"	1,198円	151円
	25 "	"	1,220円	151円
	30 "	"	1,317円	151円
	40 "	"	1,468円	151円
	50 "	"	3,585円	151円
	75 "	"	4,428円	151円
営業用	20 "	"	1,198円	7m ³ を超え200m ³ まで1m ³ につき
	25 "	"	1,220円	97.2円 200m ³ を超える1m ³ につき
一時用			1m ³ につき	302円
消火栓(演習用)		10分(約10m ³)		1,080円